

ワーキンググループの設置について

【目的】

- 水道分野のスマートメーターにより取得した水道データについて、スマートメーターを実証的に導入している水道事業者や関係団体へ

- ・データの利用目的や効果
- ・データの仕様（取得方法、項目、更新頻度等）
- ・データの目的外利用に係る同意取得や個人情報情報の取扱い
- ・他分野におけるデータとの連携等

を調査し、水道事業者や第三者がデータの利活用を簡素かつ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドライン（事例集含む）を作成する。

また、水道分野のスマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様を提示し、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化することにも留意する。

【開催形式】

- ・対面及びオンライン併用とする。
- ・公開とする。
- ・委員は5名とする。座長は事務局が指名する。
- ・座長は議事等の内容を踏まえ、有識者等を追加招集することができる。
- ・事務局は、国土交通省国土保全局水道事業課とする。

○第1回(本日)

- ✓ ガイドラインを策定する上での論点整理

○第2回(令和8年1月頃)

- ✓ 委員からの取組報告
 - ・フレイル検知(湖西市)
 - ・見守りサービス(東京都)
 - ・スマートメーターの標準調達仕様について(JWRC)
 - ・水道情報活用システムの標準仕様改定について(JWRC)
 - ・災害時のスマートメーター情報の活用(東京都)
- ✓ ガイドライン(案)審議

○令和8年3月頃

- ✓ ガイドライン公表
- ✓ 全国の水道事業者へ周知

(3) スタートアップ・イノベーション促進

2. 水道スマートメーターの導入促進

a.b.(略)

c. 国土交通省は、今後、デジタル行財政改革会議において検討されるデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を踏まえつつ、水道スマートメーターにより取得した水道データについて、その利用目的や効果、データの仕様(取得方法、項目、更新頻度等)、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について、水道スマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係団体に調査し、データ利活用に関する専門家も含めた有識者会議において検討し、結論を得た上で、水道事業者や第三者がデータの利活用を簡素かつ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドラインや事例集の作成を含め必要な措置を講ずる。その際、水道スマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様を提示し、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化することにも留意する。

【令和7年度検討・結論・措置】